

平成 27 年度第 2 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
平成 27 年 9 月 16 日（水）
午後 3 時 28 分～午後 4 時 46 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 7 名
- 5 審議事項
 - 議案第 7 号 専決処分の承認について【平成 27 年度収支補正予算（第 1 号）】
 - 議案第 8 号 専決処分の承認について【居宅介護支援事業（介護予防支援事業）運営規程の改正】
 - 議案第 9 号 専決処分の承認について【指定訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）運営規程の改正】
 - 議案第 10 号 専決処分の承認について（指定居宅介護，重度訪問介護事業所運営規程の改正）
 - 議案第 11 号 処務規程の改正（案）について
 - 議案第 12 号 事務局職員会議設置規程の改正（案）について
 - 議案第 13 号 印章規程の改正（案）について
 - 議案第 14 号 施設管理規程の改正（案）について
 - 議案第 15 号 職員のハラスメントの防止等に関する規程の改正（案）について
 - 議案第 16 号 介護職員処遇改善加算に関する取扱規程の改正（案）について
 - 議案第 17 号 指定介護予防支援事業所運営規程の改正（案）について
 - 議案第 18 号 中期計画（改訂版）（案）について

6 報告事項

報告第 3 号 経営状況の報告

7 会議の過程及びその結果

(1) 会議成立の報告

冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し，会議が有効であるとの報告があった。

(2) 理事長の挨拶

理事長より次のとおり説明があった。

介護福祉を取り巻く状況は，4 月に介護保険制度が改正され，介護事業所にとって大変厳しい状況となっている。公社の介護事業において，2 年，収支がマイナスとなり，改善に努めている。引き続き，円滑な事業運営に努め，地域福祉のかなめとして，職員とともに頑張ってもらいたい。

平成 27 年度東京都高齢福祉功績者に，ゆうあい福祉公社理事の 1 名が本日決定されたとの連絡が東京都から調布市のほうにあった。

本日の理事会に諮る案件は、審議事項 12 件、報告事項 1 件、その他事項となる。審議事項は平成 27 年度収支補正予算と諸規程の改正で、報告事項は平成 27 年度事業の進捗状況等の報告、その他事項は公社協力会員 6 名の方が調布市市政功労者表彰です。また、内閣府のエイジレス・ライフ実践事例選考に、公社協力会員の 1 名が紹介事例として決定したのでご報告する。

(3) 議事録署名人の選任

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(4) 審議事項

ア 議案第 7 号 専決処分の承認について【平成 27 年度収支補正予算（第 1 号）】

事務局より次のように説明があった。

「本件は、経営改善に向けた取組として、専門家によるコンサルティングを受けながら進めるための業務委託費並びに平成 26 年度決算で確定した繰越金を計上するための補正予算である。委託契約が平成 27 年 9 月 1 日であるため、理事長の専決処分規程第 2 条により専決処分したので、その承認をいただくため提案するものである。

1 ページの収支補正予算第 1 号（正味財産増減計算書）、(2) 経常費用の 2 管理費の委託費において、コンサルタント業務委託契約として 151 万 2,000 円を補正する。下段の当期経常増減額は、補正前のマイナス 249 万 1,000 円にこの委託費が加わり、補正後はマイナス 400 万 3,000 円となる。最下段の一般正味財産期首残高は、平成 26 年度決算が確定したため、マイナス 783 万 7,607 円を補正し、期首残高を合わせる。この結果、2 ページ最上段、補正後の一般正味財産期末残高は、7,066 万 6,102 円を見込み、指定正味財産である基本財産の 3 億円を合わせ、3 億 7,066 万 6,102 円を見込む。3 ページの収支補正予算書第 1 号では、3 管理費の 11 委託費支出を 151 万 2,000 円補正し、4 ページ下から 2 段目の前期繰越収支差額は 4,139 万 6,000 円を補正する。これにより、次期繰越収支差額は 3,988 万 4,000 円を見込む。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 8 号 専決処分の承認について【居宅介護支援事業（介護予防支援事業）運営規程の改正】

ウ 議案第 9 号 専決処分の承認について【指定訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）運営規程の改正】

エ 議案第 10 号 専決処分の承認について（指定居宅介護、重度訪問介護事業所運営規程の改正）

一括審議を承認後、事務局より次のように説明があった。

「議案第 8 号と議案第 9 号は、平成 27 年 8 月 1 日施行の介護保険法の改正により改正の必要が生じ、理事会に諮るいとまがなかったため、理事長の専決処分規程により専決処分したことから、承認いただくため提案する。変更内容は、議案第 8 号、居宅介護支援事業（介護予防支援事業）運営規程第 3 条 4 項に、介護保険料の負担割合を確認することの追加、第 5 条の職員の配置を 8 月 1 日付の人事異動に伴った変更及び休日の規程のほか、文言の調整をした。議案第 9 号、指定訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）運

営規程第9条の利用料の額を、「介護保険負担割合証に記載された負担割合の額」としたほか、第8条、営業日の過誤を正すほか、文言の調整を行った。議案第10号、指定居宅介護、重度訪問介護事業所運営規程は、第6条の営業日の過誤を正すことと、8月1日付の職員配置とすること、そのほか、議案第9号に合わせて文言の調整を行った。」審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

オ 議案第11号 処務規程の改正(案)について

カ 議案第12号 事務局職員会議設置規程の改正(案)について

キ 議案第13号 印章規程の改正(案)について

ク 議案第14号 施設管理規程の改正(案)について

ケ 議案第15号 職員のハラスメントの防止等に関する規程の改正(案)について

一括審議を承認後、事務局より次のように説明があった。

「議案第11号、処務規程の改正(案)について、本規程では、事務局の組織及び事務処理について定めているが、経営改善に向けた運営体制を整備するための組織改正及び分掌事務に新規事業を加えるため改正するもので、あわせて文言の整理を行う。事務局に、地域事業課と介護事業課をそれぞれ総務課と事業課を置くこととするもので、総務課には管理係、事業課には、国領デイサービス係とデイサービスぷちぼあん係を統合してデイサービス係とし、住民参加推進係をはじめ、5係を置く。議案第12号、事務局職員会議設置規程の改正(案)については、組織改正に合わせ、第3条の職員会議を介護事業課国領デイサービス係に係る職員会議と介護事業課デイサービスぷちぼあん係に係る会議を、事業課デイサービス係に係る会議に改め、文言の整理を行う。議案第13号、印章規程の改正(案)について、組織改正に合わせ、別表第1の管守者を事務局長から総務課長に改めるほか、在宅サービスセンター印と地域包括支援センター印の管守者を、センターを担当する課長に改める。第6条では、社印の使用と社印使用簿の様式を整える。議案第14号、施設管理規程の改正(案)については、組織改正に合わせ、これまで管理者を地域事業課長としていたものを総務課長に改める。議案第15号、職員のハラスメントの防止等に関する規程の改正(案)については、第8条ハラスメント苦情処理委員会の委員を、事務局次長、地域事業課長、介護事業課長を管理職2人に改める。なお、これらの規程の施行日は、平成27年10月1日を予定している。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

コ 議案第16号 介護職員処遇改善加算に関する取扱規程の改正(案)について

事務局より次のように説明があった。

「平成27年度の介護報酬改定ではマイナス改定となる中、介護職員処遇改善加算については、現行の仕組みを維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象に、上乘せ評価を実施している。加算率の引き上げが行われたので、その率に応じた支給額に引き上げるため提案する。第4条支給額について、別表第1の表のとおり、年間支給額をそれぞれ引き上げるため改めるほか、第7条研修手当についても、別表第3のとおり、支給額を引き上げるため改める。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

サ 議案第 17 号 指定介護予防支援事業所運営規程の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「本規程は、調布市が設置し、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社が受託運営する地域包括支援センターの指定介護予防支援事業所の人員及び管理運営に関する事項を定めている。第 5 条の営業日の過誤を正すとともに、文言の調整をする。」

理事より、条文の文言について質問があった。修正する旨答弁があった。

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

シ 議案第 18 号 中期計画（改訂版）（案）について

事務局より次のように説明があった。

「中期計画の改訂については、これまでの理事会でも経過についてご報告しているが、このたび、調布市との協議も整い、議案として提出する。平成 27 年度からの介護保険制度改正、そして、制度改正に対応して調布市が策定した調布市第 6 期高齢者総合計画を踏まえ、公社の中期計画を改訂する。

議案第 18 号、1 ページ、「第 1 部 中期計画改訂にあたって」に改訂の目的、中期計画の現状と課題がある。3 ページ、「主な改訂点」であるが、現行の計画は、「第 3 部 中期計画として取り組むもの」を六つに分けていたが、改訂版では、これをⅢ章とした。

Ⅰ章は事業についてである。現在の計画では、係ごとに取組を挙げていたが、改訂版では、公社内の連携を強めながら、全体で取り組むという視点で、現在の「Ⅳ地域に根差した活動」も加えて組み直し、「ボランティアの発掘と育成」、「生活支援体制整備事業」、「認知症高齢者の支援の推進」などの内容を追加している。

「Ⅱ章 健全な公社経営」は、現在の中期計画の「1-2 施設の整備・設備の充実」「Ⅱ 健全な公社経営・組織づくり」「Ⅲ 職員の育成」を、事業を推進していく上での土台づくりの取組として一つにまとめた。「将来ビジョンの策定」、「自主事業の収支の安定」、「危機管理体制の構築」、「働きやすい環境の整備」等を加えている。

「Ⅲ 公益財団法人としての社会的役割」は、現在の「高齢者・障害者福祉制度の研究及び市への提言」を『循環型の事業展開』とした。「市内介護保険事業者等との連携と協力」では研修開催に、既に現在も行っている、協議会等への参画、市内でのネットワーク形成を進めることも加えている。

また、既に中期計画推進委員会を立ち上げ、中期計画の進行管理を行っていることから、改訂版では、取組と章・部を分け、「第 4 部 計画の推進に向けて」として、進行管理を独立させている。

改訂版の計画期間は、現計画の残りの期間で 2 年半、平成 30 年 3 月までと比較的短期間であることから、現計画では継続・検討・実施と年度ごとに取組方向を示していたものを、今回の改訂版では、平成 30 年 3 月までに取り組む内容を具体的に記述するという形に変えている。

各章内では、1～3 の大項目のもとに、取組を (1) ～ (5) までとして示している。取組においては、それぞれ、目的、現状及び課題等の説明の後に、取組内容をア～カとして記述している。現在 40 取組だが、各係で同様なものを挙げていたこともあり、まとめ

て、取組としては 13、取組内容は全部で 64 となっている。」

理事より、「「ボランティアの発掘と育成」を挙げているが、具体的にはどのようなことが考えられるか」との質問があり、「今、ゆうあい福祉公社で協力会員の方、登録ボランティアの方向けの研修や登録説明会をしているが、これを拡大して実施する。後ほどご説明する生活支援体制整備事業の一環としても、ボランティアの方を広く募り、その方たちと一緒に取組が進められるように、今まで以上の拡大をしていく。中期計画改訂版の（案）の 7 ページ、8 ページあたりに具体的な内容がある」との答弁があった。

理事より、「なかなか大変で、そう簡単に集まらない現状があると心配しているが、ぜひ進めて、大勢ボランティアが集まるようにしていただきたい」との要望があった。

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

(4) 報告事項

ア 報告第 3 号 経営状況の報告

事務局より次のように報告があった。

「本報告は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 23 条第 5 項で規定する理事長及び常務理事の職務の執行状況を理事会に報告するものである。

『(1) 事業の進捗状況について』

平成 27 年度事業の進捗状況（4 月～8 月）について。平成 27 年度は、四つの重点事業に取り組んでいる。そのうち、「介護保険制度改正への対応」、「地域における支え合いの仕組みづくりの取組」、「認知症を中心とした当事者と家族介護者支援の取組」の 3 点は、後ほど各担当から進捗状況を説明する。第 4 点目の「公社の将来ビジョンの検討・運営体制の整備」に関する公社の現状については、資料 1 と当日資料 1 にて説明する。

本年は、介護報酬の改訂や介護保険被保険者の負担割合の一部変更などがあり、介護保険業務を行う私たちには厳しい状況下にある。さらに、ゆうあい福祉公社として、介護保険系の業務が赤字経営の状態となっている。このような中で、公社を今後どのように運営し、公益法人としての役割を担っていくのか、短期・長期にわたる将来ビジョンを検討し、経営改善とあわせ、打ち出していくことを考えている。

報告の 1 点目は、コンサルタント契約についてである。9 月 1 日付で、コンサルタント契約を締結した。公社の将来ビジョンの検討及び経営改善に向けた本格的な取組を行うため、医療、福祉の専門的な分野を担うコンサルタントと、来年の 3 月までの契約を行い、公社事業の中でも特に介護保険事業を重点に分析を行い、改善に向けた取組を行っていく。その上で、公社職員が一丸となり経営改善に向けた取組を行うとともに、公益財団法人としての存在感を発揮し、地域の皆様から信頼される組織づくりを目指していく。

次に、組織改正についてである。経営改善に向けた体制づくりとして、10 月 1 日付で、公社組織の改正を行う。組織表に示したとおり、上段が新組織、下段がこれまでの組織体制である。これまで、相談系の 3 係に管理係を加えて地域事業課としていたが、管理係をそこから独立させ、総務課とした。実務としては、人事、財務、会計、管財などの役務を担ってきたが、今後は総合的な視点に立ち、コンサルタントと各事業系の各

係をつなぐ役割も果たすなど、法人改革に向けた牽引力としていきたい。

そして、このたびの一番の変更点であるが、事業系の組織を1課5係として統一した。公社には、地域包括支援センターがあり、居宅支援係を持ち、デイサービスや訪問介護事業を行うといった在宅福祉を担うさまざまな事業がある。さらに、今後重要度を増すと思われる住民参加による事業など、この公社の持つ総合力を最大限に発揮するとともに、市内各機関との連携強化を図るため、組織を統一した。なお、国領高齢者在宅サービスセンターと入間町のぶちぼあんについても、地域は離れているが、デイサービスとしての連携を図り、協力して事業運営を行うため係を統一した。

次に、その他事項として、まず立入検査について。本年、公益財団法人の認定取得して3年が経過し、公益法人認定法に基づく東京都の立入検査が7月14日に実施された。検査の結果、全体的によく管理されており、運営の根幹にかかわるようなことはない、と講評をいただいた。また、国領高齢者在宅サービスセンターの祝日開所を10月から開始する。

(1) 介護保険制度改正への対応について。

平成26年6月に、国の社会保障・税一体改革の実現に向けた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立した。これにより介護保険制度の一部が改正され、平成27年度から29年度にかけて介護保険サービスや費用負担が変更となった。

特に、平成27年8月からは、一定以上の所得がある方の利用者負担割合が変更となった。65歳以上のご本人の合計所得金額が160万円以上の方は、介護保険サービスを利用した場合、利用者負担割合がこれまでの1割から2割に変わった。この利用者負担割合の変更により、要介護（要支援）認定を受けている方全員に、利用者負担割合を記載した「負担割合証」が交付され、介護保険サービスを利用する場合に、「介護保険者証」に加えて「負担割合証」の提示も必要となっている。ほっとらいん247号の2ページと、248号の5ページで、介護保険制度の変更について特集記事を掲載し、利用者の皆様へ情報提供に努めた。

また、住民参加型事業を除いた公社のサービスを利用されている方々の約13%の皆様が2割の介護負担割合となられ、そのうち4名が、4点杖や手すりなどの福祉用具のレンタルを中止されたり、デイサービスや訪問リハビリなど、これまで利用されていた介護サービスを中止している。今後は、このような生活を支えてこられている介護サービスの変更が行われたので、そのご利用者の生活が低下していないかなどを適宜見守りながら、引き続き必要な支援を行っていく。

(2) 地域における支え合いの仕組みづくりの取組について。

平成27年6月より、「調布市生活支援体制整備事業」を調布市から受託し、「生活支援コーディネーター・協議体」における取組を開始した。生活支援体制整備事業については、平成27年度の介護保険制度改正により新たに位置づけられたものであり、総合事業の展開も踏まえながら、地域の支え合いの体制づくりを進めていく事業である。

平成27年度の具体的な取組として、去る7月と8月には、調布市の関係部署、社会福祉協議会、シルバー人材センターの方々にご参加をいただき、第1回、第2回の協議体を開催した。会議では、厚生労働省から示されているガイドラインや生活支援体制整

備事業の制度について公社から説明を行ったほか、生活支援や介護予防の取組についての課題共有や意見交換を通して、各団体との共通理解を深めた。10月には、第3回協議体を予定し、地域の方々と連携して取組を進めていくため、本事業のアドバイザーである首都大学東京 都市教養学部 人文・社会系 准教授の室田信一先生の講演会を計画している。このほか、地域の実情やニーズに沿った取組を進めるため、地域包括支援センターへのヒアリング調査や市内外の先駆的な取組事例の視察等を通して、社会資源や地域課題の把握・分析を行っていく。

また、公社の協力会員、社会福祉協議会の給食ボランティア、シルバー人材センターの会員などの住民を主体とした活動に広く対応した、「担い手養成講習会」を開催し、生活支援の担い手の発掘、育成に向けた取組を進めていく。

生活支援体制整備事業については、全国的にも始まったばかりの事業であり、試行錯誤の状況ではあるが、市民、関係機関、専門職の方々と連携しながら、地域づくりに向けた取組を進めていく。

(3) 認知症を中心とした当事者と家族介護者支援の取組について。

「だれでもカフェ」の4月～8月の取組については、こくりょうカフェ、ぷちカフェともに、近隣の方々の継続的な参加も見られ、定期的な交流の場としてご参加くださる顔なじみの方も増えてきた。参加された方々は、会話はもとより、折り紙や工作、脳トレなど、参加者やボランティアご自身の趣味や特技を生かしたレクリエーションなどを行いながら、ひとときの時間を楽しまれている。また、認知症当事者の参加も見られ、その際には、安心して過ごしていただけるよう、職員やボランティアが当事者の方に寄り添い、見守りやコミュニケーションのサポートを行っている。介護の葛藤や悩みを抱えるご家族に対しては、ソーシャルワーカーが丁寧に傾聴し、相談・助言等を行っている。4月～8月までのこくりょうカフェ・ぷちカフェの参加者は、延べ83名である。

次に、7月26日、日曜日に発行したほっとらいん特別号10号「調布市認知症高齢者等を介護する家族支援マップ」は、新聞折り込みにて全市に約7万部配布をした。また、市内の地域包括支援センターなどの相談機関、関係部署に配架を依頼し、約1,500部配布している。このたびの家族支援マップは第4版となるが、都度、新たに開始された家族介護者支援の取組などを、中面のマップに反映をさせるなどして、市民や関係者に向けてタイムリーな情報提供に努めた。

家族支援マップを持参され、だれでもカフェに相談に来られた介護者の方もおり、家族支援マップのニーズを発掘するという普及啓発の機能と、だれでもカフェの相談機能がうまくマッチし、それぞれの効果を実感することができた。今後とも、ひとりでも多くの方々の支援につなげられるよう、取組を充実させいく。

また、今年度から地域包括支援センターゆうあいに認知症地域支援推進員を配置した。研修を受講し、地域で認知症支援の活動を推進していく。」

以上の報告に関し、了承された。

『(2) 財務状況の報告並びに監査結果について』

資料3, 1 ページ、収支執行状況の概要の(1) 収支執行状況。7月31日現在における平成27年度の執行状況としては、収入の執行額は2億3,555万1,273円で、執行率

は38.2%。支出の執行額は1億8,376万3,312円で、執行率は29.8%である。グラフは、収入と支出ごとに、青色の予算額に対して赤色の執行額を表したものである。

2 ページ、(2) 中科目による収入額の執行状況。これは、1 ページの収入額を中科目ごとに集計したものである。グラフからもわかるように、介護保険事業収入、受託事業収入、補助金収入が主なものとなっている。

3 ページ、収入額と同様に支出額につきましても、中科目ごとに集計した。主なものとして、事業費人件費、有償福祉サービス事業費、訪問介護事業費、在宅サービスセンター事業費、管理費人件費となっている。収入、支出ともに執行率は、概ね前年度と同様に推移している。

4 ページ、(4) 自主事業の収入執行額前年度対比。訪問介護事業については、収支差額はマイナス1,176万3,160円、増減はマイナス227万8,466円となっている。この主な要因としては、要支援者への援助は増加したが、要介護者で終了や長期未利用者が多かったため、収入が落ち込んだものによるものである。なお、7月に事務職員1名を異動したことにより、人件費の減少を見込んでいる。

次に、障害者訪問介護事業の収支差額はマイナス136万1,123円、増減としては72万5,259円となっている。こちらの要因としては、新規の利用者が増加したこと、また、訪問回数と訪問時間がともに増加したことによるものである。

居宅支援事業の収支差額はマイナス492万4,111円、増減としてはマイナス58万1,242円となっている。こちらの要因としては、人員の入れ替えに伴う自然増によるものである。こちらの事業についても、8月に嘱託職員1名を異動したため人件費の削減を見込んでいる。

ふちぼあん事業の収支差額はマイナス627万2,837円、増減としては19万9,252円となっている。主な要因としては、前年度はシロアリ対策に伴う修繕が生じたことによるものである。

最後に、合計としては、平成27年度の自主事業における収支差額はマイナス2,432万1,231円、増減ではマイナス193万5,197円である。引き続き収支の改善に努めていく。

5 ページ、貸借対照表。資産の部については、1 流動資産の現金預金のうち、普通預金において5,232万5,686円の増加となっている。これは、補助金、委託金の支給時期が契約等により定められていることによるものである。未収金については、前年度末よりマイナス3,091万9,951円となっている。これは主に介護保険制度上、介護報酬がサービス提供月の2カ月後に支払われるため、2月、3月のサービス提供分は前年度末に未収金として計上していたが、今年度に入り、これらの未収金が入金されたことにより減少したものである。

次に、負債の部。未払金は、マイナス2,165万2,336円となっている。これは主に非常勤職員の人件費で、労働が提供された月の翌月20日に支給することから、3月の労働提供分について、前年度末に、未払金として計上していたが、今年度に入り、これらの未払い金を支払ったことにより減少したものである。調布市預り金についてはマイナス514万177円となっている。これは前年度の補助金等の精算金を5月に変換したことによるものである。

この結果、最下段、正味財産合計は4億3,656万7,732円となり、前年度末から2,327万9,812円の増加となっている。

6 ページからは正味財産増減計算書になる。8 ページ、7 月末現在の正味財産期末残高は、最下段、3 億 8,468 万 8,383 円である。9 ページ以降は収支予算書を中科目、小科目別に集約したものである。

最後に、監査結果について。去る平成 27 年 9 月 8 日、監事から、平成 27 年 4 月から 7 月の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書、その他関係する帳票類について監査を受け、会計処理が適正に執行されていることが確認された。」

以上の報告に関し、了承された。

『(3) 苦情解決の結果について』

「平成 27 年 1 月から 6 月までの 6 カ月間で申し出があった苦情は 9 件である。住民参加型サービスに関するものが 1 件、地域包括支援センターに関する苦情が 1 件、訪問介護に関する苦情が 2 件、国領高齢者在宅サービスセンターに関する苦情が 3 件、事務室内での電話対応についてが 2 件となっている。

それぞれの苦情と対応については、資料記載のとおりであるが、思い込みや確認不足、そしてサービス提供の意図をきちんとご利用者の方に説明するのが不足していた。あと、電話の取り次ぎといった内容である。苦情解決の状況、受けた苦情の内容などを全職員で共有するとともに、利用者の方が苦情をお申し出になるに至った原因や要因を究明し、対策を考え、再発防止に努めている。電話対応を初め、利用者の方々とのコミュニケーションにおいて、早とちりをせず、お話をよくお聞きし、確認すべきことを確認する、あるいは、説明を十分にすることについては、繰り返し行ってまいりたい。具体的には、職員会議、係内のミーティング等で、資料を配るだけでなく、注意喚起をしたり研修をし、基本の徹底ができるように取り組んでいく。」

以上の報告に関し、了承された。

(5) その他事項

事務局より次のように報告があった。

平成 27 年度調布市市政功労者表彰の被表彰者について。

「平成 27 年度の調布市市政功労者表彰の被表彰者に、6 名の方々が社会福祉功労者として決定された。いずれの方も協力会員として 15 年以上続けられ、かつ、現在も公社に関する活動を続けられている方々である。表彰式は、11 月 8 日、日曜日に行われる。」平成 27 年度「エイジレス・ライフ実践事例」の紹介事例について。

「内閣府では、年齢にとらわれず自由で生き生きとした生活を送る高齢者や社会参加活動を積極的に行っている高齢者のグループなどを毎年広く紹介している。昨年度に引き続き今年度も、ゆうあい福祉公社では、この事例選考に個人を推薦したところ、協力会員 1 名が選考され、紹介事例として決定した。この方は、20 年ほど前から地域に高齢者のためのたまり場が必要と考えられ、18 年前に自宅を開放され、友人と「われもこの会」というたまり場をつくり、活動を開始されている。その後、調布市社会福祉協議会のひだまりサロン事業の立ち上げスタッフとして活躍。11 年前には野ヶ谷の郷（市民活

動支援センター)での支援活動を開始され、また、自宅を開放して、地域の友人の皆さんと一緒に月に1回「おいしいカレーの会」を開催し、地域の高齢者の居場所づくりや見守りに貢献されている。現在は月に2回、公社の協力会員として認知症グループホームのホームヘルプサービス調理活動にも従事しておられる。(内閣府のホームページ参照)」

以上の報告に関し、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。